

国債市場特別参加者制度運営基本要領 新旧表

現 行	変更後（令和5年12月27日以降）
<p>第7 指定基準等に係る経過措置 （略）</p> <p><u>4 なお、第2・1(1)及び第3・1(1)に定める応札責任割合は、令和4年3月31日時点の特別参加者の数で算出し、財務省から各特別参加者に通知した上で、令和4年4月1日以降に発行されるすべての国債から適用する。</u></p>	<p>第7 指定基準等に係る経過措置 （略）</p> <p><u>（削除）</u></p>